

【低炭素法（エコまち法）】「低炭素建築物新築等計画」の認定 【建築物省エネ法】「建築物エネルギー消費性能向上計画」の認定

（共通：低炭素法、建築物省エネ法）計画の認定 手数料

【一戸建住宅】

R7.4.1施行

審査対象床面積 (A) の合計	新規（当初申請）				計画変更（変更申請）			
	適合証あり	適合証なし			適合証あり	適合証なし		
	(評価方法に 依らず一律)	a 仕様基準	b 標準計算法	c 仕様・計算併用法	(評価方法に 依らず一律)	a 仕様基準	b 標準計算法	c 仕様・計算併用法
$A < 200\text{m}^2$	¥5,000	¥18,000	¥35,000	¥26,000	¥3,000	¥10,000	¥18,000	¥13,000
$200\text{m}^2 \leq A$	¥5,000	¥19,000	¥39,000	¥28,000	¥3,000	¥10,000	¥20,000	¥15,000

（共通：低炭素法、建築物省エネ法）計画の認定 手数料

【共同住宅・長屋等】（一戸建以外の住宅）

審査対象床面積 (A) の合計 (※)	新規（当初申請）				計画変更（変更申請）			
	適合証あり	適合証なし			適合証あり	適合証なし		
	(評価方法に 依らず一律)	a 仕様基準	b 標準計算法	c 仕様・計算併用法	(評価方法に 依らず一律)	a 仕様基準	b 標準計算法	c 仕様・計算併用法
$A < 300\text{m}^2$	¥10,000	¥34,000	¥70,000	¥51,000	¥5,000	¥18,000	¥35,000	¥26,000
$300 \leq A < 2,000\text{m}^2$	¥21,000	¥58,000	¥116,000	¥85,000	¥11,000	¥30,000	¥59,000	¥43,000
$2,000\text{m}^2 \leq A < 5,000\text{m}^2$	¥46,000	¥104,000	¥197,000	¥147,000	¥23,000	¥53,000	¥99,000	¥74,000
$5,000 \leq A$	¥82,000	¥158,000	¥284,000	¥214,000	¥41,000	¥80,000	¥142,000	¥108,000

(※) 誘導設計一次エネルギー消費量を省令第13条第3項第2号に掲げる数値とした場合には、当該住宅部分の共用部分の面積は、手数料床面積には参入しない。

（共通：低炭素法、建築物省エネ法）計画の認定 手数料

【住宅以外】（上記以外）

審査対象床面積 (A) の合計	新規（当初申請）			計画変更（変更申請）		
	適合証あり	適合証 なし		適合証あり	適合証 なし	
	(評価方法に 依らず一律)	a モデル建物法 (小規模版を含む)	b 標準入力法	(評価方法に 依らず一律)	a モデル建物法 (小規模版を含む)	b 標準入力法
$A < 300\text{m}^2$	¥10,000	¥88,000	¥229,000	¥5,000	¥44,000	¥115,000
$300 \leq A < 1,000\text{m}^2$	¥17,000	¥111,000	¥287,000	¥9,000	¥57,000	¥144,000
$1,000\text{m}^2 \leq A < 2,000\text{m}^2$	¥27,000	¥147,000	¥371,000	¥14,000	¥74,000	¥186,000
$2,000\text{m}^2 \leq A < 5,000\text{m}^2$	¥82,000	¥238,000	¥528,000	¥41,000	¥120,000	¥265,000
$5,000\text{m}^2 \leq A < 10,000\text{m}^2$	¥129,000	¥310,000	¥652,000	¥65,000	¥156,000	¥326,000
$10,000\text{m}^2 \leq A < 25,000\text{m}^2$	¥162,000	¥374,000	¥770,000	¥81,000	¥187,000	¥385,000
$25,000\text{m}^2 \leq A < 50,000\text{m}^2$	¥203,000	¥439,000	¥878,000	¥102,000	¥220,000	¥440,000
$50,000 \leq A$	¥243,000	¥503,000	¥987,000	¥122,000	¥252,000	¥494,000

< 認定基準 >

注) 省令第1条の省エネ適判基準（建築物エネルギー消費性能基準）とは異なる。	省令第10条
	建築物エネルギー消費性能誘導基準
	◆仕様基準 ⇒第10条第2号のイの(2)及びロの(2)
	◆標準計算法 ⇒第10条第2号のイの(1)及びロの(1)
	◆モデル建物法 ⇒第10条第1号のイの(2)及びロの(2)

○ 複数建築物による申請を行う場合は、棟ごとに算出した手数料を合算する。また、複合建築物の場合は、申請部分（住宅部分・非住宅部分）ごとの床面積に応じた手数料を合算する。